

2010年以降の東南アジアにおける 民主主義退行の4類型

粕谷研究会

序

I インドネシア

- 1 ジョコウィ政権下のインドネシア
- 2 ジョコウィ政権下で指摘される「強権化」
- 3 アホックの「宗教冒瀆」によって露呈した分極社会
- 4 社会構造の変化と爆発的に普及する SNS
- 5 ジョコウィ政権とインドネシアの未来
- 6 インドネシアにおける民主主義の後退

II カンボジア

- 1 人民党による政権掌握
- 2 人民党一党独裁体制の確立
- 3 総選挙をめぐる権威主義化
- 4 外国による開発援助を通じた権威主義化
- 5 カンボジアにおける民主主義の後退

III タイ

- 1 タイ国軍のクーデタに伴う民主主義の衰退
- 2 「表現の自由・結社の自由」の変化
- 3 タイにおける民主主義の後退

IV フィリピン

- 1 独立以前とフィリピンの政治風土
- 2 本稿における着目点
- 3 独立直後
- 4 マルコスによる開発独裁と「ピープル・パワー」
- 5 「ピープル」の解体と「道徳」が生む新たな分断
- 6 ドゥテルテの登場

7 フィリピンにおける民主主義の衰退 終章

序

本稿は、東南アジアにおける2010年以降の民主主義の後退を4つに分類して説明することを目的とする。2010年以後、インドネシア・カンボジア・タイ・フィリピンの東南アジアの4カ国の民主主義指数は著しく減少した。2015年に民主政に移行したミャンマーや2018年に初の政権交代が起きたマレーシアなど民主主義が進行する国々もある。一方で4カ国のように民主主義が退行している国々が存在しており、その要因を説明する。

4カ国は表1の通り、共通して表現の自由・結社の自由が低下¹⁾している。本論文の分析の結果として、下記のような考察を得ることができた。インドネシアはイスラーム教とキリスト教の間の宗教対立の激化を受けて表現の自由・結社の自由が低下した。カンボジアは1993年から統治を続ける人民党の正統性が揺らぎつつあることに加えて、中国による援助も増加していることで言論の自由・結社の自由が低下している。タイは軍人政治家による民主的制度への攻撃によって表現の自由・結社の自由が侵害されている。フィリピンは2016年にドゥテルテ大統領が就任して以来、強権的な政治が行われることで言論の自由が低下している。

各国の歴史的背景と現代の政治に個々に着目しつつ、三権分立が機能していないという共通の現象から東南アジアにおける民主主義の退行を説明する。

表1 言論の自由・結社の自由の後退 (2010~2019)

| | 言論の自由 | 結社の自由 |
|--------|--------|--------|
| インドネシア | -0.36 | -0.59 |
| カンボジア | -0.157 | -0.301 |
| タイ | -0.203 | -0.415 |
| フィリピン | -0.173 | -0.04 |

(出所：V-Dem2019より筆者作成)

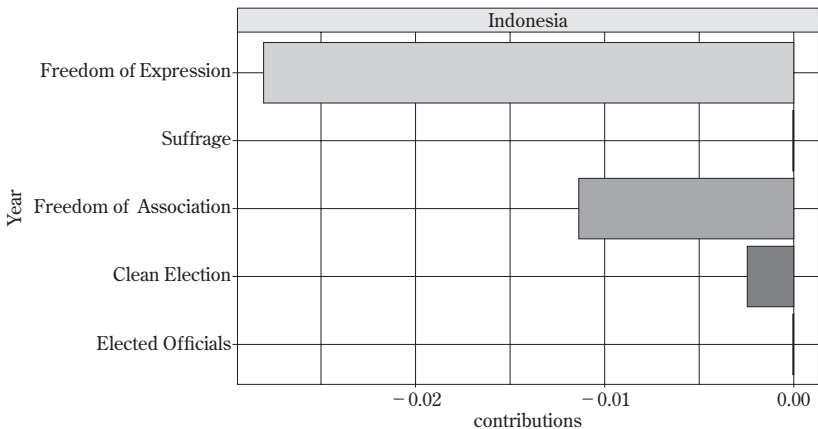
I インドネシア

1 ジョコウィ政権下のインドネシア

2014年、インドネシアにおいて、初めての庶民出身の大統領であるジョコ・ウィドド（以下、通称のジョコウィ）政権が誕生した。建国の父スカルノから経済開発期のスハルト、1998年以降の民主化時代のハビビからユドヨノと続いてきた歴代の大統領がエリート層出身であることを考慮すると、これはインドネシア政治史上の歴史的な転換期と言えよう。「民主化の優等生」として、他国からの注目を集めてきたインドネシアの将来への期待を益々高める1つの事象とも表現できるが、一方、就任から数年と経たない頃から、ジョコウィ政権下において衰退する「民主主義」が指摘されつつもある。図1のV-Demの数値からも分かる通り、インドネシアは2010年以降、言論の自由と結社の自由が大きく後退しており、クリーンな選挙もやや後退がみられている。

本項では、まず、ジョコウィ政権下でみられる「民主主義」後退、特に言論の自由と結社の自由の後退について検討した後、ジョコウィ政権の統治に影響を与えている現象として、インドネシア社会の分極化について考察する。その後、上記の検討結果をスハルト政権崩壊以降から現在に至るまでに形成されたインドネ

図1 2010年から2019年におけるインドネシアの民主主義の後退



(出所：慶應義塾大学オープンキャンパス「アジアにおける民主主義の後退」、粕谷祐子)

シア型「民主主義」に内在する問題点と照らし合わせ、「民主主義の後退」の背景について、説明を試みる。

2 ジョコウィ政権下で指摘される「強権化」

ここでは、ここでは、主にジョコウィ政権下で指摘される「強権化」について、3つの観点で整理していく。まず1点目に、大統領府の権限強化が挙げられる。2019年9月に提起された、政府・公的機関などへの侮辱の禁止を含む「報道や言論の自由」の侵害に抵触する内容の刑法改正案が1つの事例である。この改正によって、大統領や公的機関への侮辱、虚偽報道が罰せられることになり、国内外から非難が集中している²⁾。政府側としては、国民のメディアへのアクセスや政府批判への制限を厳しくし、政権運営を行いやすくする狙いがあると考えられる。

また、再選をかけた2019年の大統領選挙の際には、ヘイトスピーチやフェイクニュースが拡散されるのを防止するためとして暴動直後から4日間にわたりソーシャルメディアへのアクセスを制限した。治安維持の名の下に言論や報道の自由を制限することにつながりかねない出来事である。

さらに、同国で唯一汚職の取締・撲滅に関わる機関である、KPK（汚職撲滅委員会）の権限が2019年9月17日に汚職撲滅委員会法改正によって縮小された。KPKは、メガワティ政権時から正式に発足した、同国における「最強の捜査機関」の1つであり、「汚職大国」と呼ばれるインドネシアに存在する不正を容赦なく排除してきた。それだけに上記の改正に対する国民の反発も大きかったが、KPKは、事実上独立捜査機関から大統領府の一部としての行政機関へと格下げされた。上記の改正によって、政権側は私的な見返りの管理が自由に行いやすくなるだろう。いずれの事例も政権安定を狙った権限の強化として説明する事ができる。

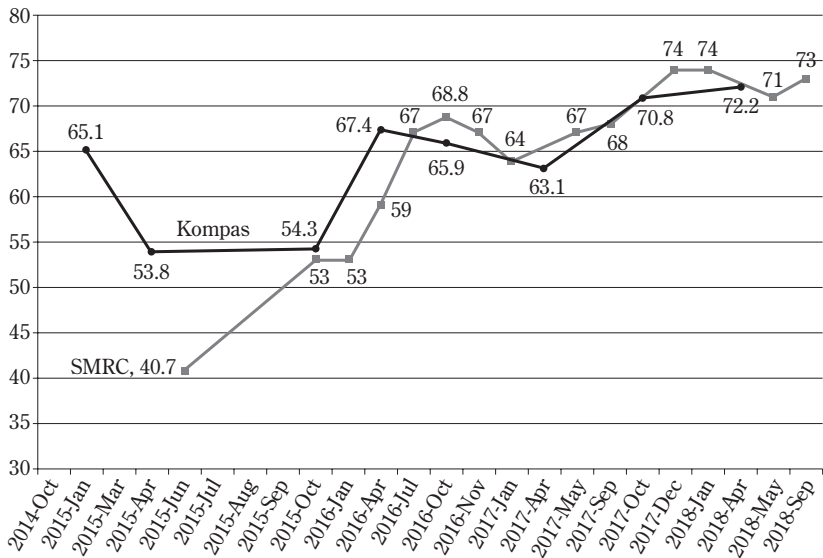
2点目としては、政敵狩りと野党の切り崩しが挙げられる。ここではまず、アホック³⁾の「宗教冒瀆」発言をきっかけにして2016年10月後半に起こった、「イスラーム防衛行動」と呼ばれる抗議運動に対してジョコウィがとった対応について言及したい。アホックの「宗教冒瀆」発言とは、州知事選挙前に行った住民に対する演説中で問題になった表現である。アホックは、コーランの一節を引用しながら、イスラーム教徒でない自分に対して投票しないように呼びかける動きがあることを皮肉る発言をしたのであるが、この発言内容を録画した動画がSNS上で拡散されると、「イスラーム教を侮辱した」として強い非難の声が上がった。この発言を契機にして、アホックを糾弾する動きが盛り上がり、2016年11月には、

アホックの逮捕を求める数万人規模のデモが行われた。さらに、12月には、1998年の民主化デモ以来の大規模なものとなり、数十万人のイスラーム教徒がジャカルタの独立記念塔広場を埋め尽くした。

上記の抗議運動は、それまで安定的に見えたジョコウィ政権を大きく揺さぶったのであるが、この運動に対してジョコウィは警察や大統領権限を行使し、イスラーム急進派の指導者に対する締め付けを行った。また、上記の強権の対応は一部の政治経済エリートにも及び、ブルインド党党首のハリー・タススビジョ（通称ハリー・タス）⁴⁾は2017年6月に、検事を電子メールを通じて脅迫した容疑で容疑者に認定された。2019年大統領選の際にはジョコウィを支持することを表明しており、その背景には容疑者認定による脅しが効いたとの見方が一般的である。大衆動員の先頭に立ったりジック・シハブは「反ボルノ法」違反に問われ、国外に逃亡した。ジョコウィは、政権運営を不安定にする影響力を有する勢力を次々と強引な法適用によって弱体化させていった。

2017年10月には、大統領の「法律代行政令」⁵⁾で大衆団体法を改正し、急進的イスラーム保守派の解放党（ヒズブット・タフリル・インドネシア）を解党させた。2019年大統領選の際には、影響力の大きい対抗場として見られたガトットを当時の国軍司令官のポストから降ろしている。これらのジョコウィの対応は、野心を抱く者を政界から遠ざけ権勢をふるう「理想的な」独裁者像の文脈として考えることができる。また、政敵と見なした人物はいつでも権力によって抑圧・排除されうる状況を示すことにより、盟友の忠誠を固くする政権側の意図が読み取れる。

3点目に、警察や検察を介した強いリーダーシップ像の誇示が挙げられる。ジョコウィはフィリピンのドゥテルテ大統領と同様に、厳しい麻薬対策を掲げている。実際に2014年12月には「麻薬非常事態宣言」を発表し、2016年7月までに計18人の麻薬密売犯の死刑を執行した。2016年7月を最後に死刑執行は停止しているものの、同年9月から1年間で106人が逮捕時などに射殺されている。10年間続いたユドヨノ前政権で執行された死刑が5人であることを考慮するとその差は歴然である。また、前述した KPK の弱体化や刑法改正案に反対する抗議デモが発生した際には、2人の学生が死亡しており、警察や治安部隊による暴行が疑われている。上記を検討すると、これらの事柄は反乱抑止の文脈で説明することができる。つまり、市民に対して、もし反乱を起こせば体制側に殺されるかもしれないと確信させる程に強いリーダーシップを示すことで、国民に効果的に反抗を思いとどまらせようとしていると言える。

図2 2014年10月から2018年9月までのジョコウィ大統領に対する満足度⁶⁾

(出所：世論調査機関 Saiful Mujani Research & Consulting (SMRC) 社と日刊新聞 Kompas 紙による世論調査より)

3 アホックの「宗教冒瀆」によって露呈した分極社会

ここまでジョコウィ政権下で指摘される民主主義の後退について、3つの視点で考察してきたが、最も深刻な問題は、法律の恣意的な運用である。2014年10月のジョコウィ政権成立時、与党は国会内で過半数を大きく割っていたにもかかわらず、法律を根拠に野党の分裂を促し、与党に法的小お付きを与えてきた。

上記の手法には、どこかスハルト時代の翼賛型個人支配を思わせるものがあるが、ジョコウィの都合に合わせた法律の運用が顕著になったのは、前述したアホック元ジャカルタ州知事が「宗教冒瀆」で訴追され、「イスラーム防衛運動」と呼ばれたデモが繰り返された2016年末以降である。デモの圧力により、ジョコウィの政友であるアホックが刑事裁判に参加した後、ジョコウィ側の反撃が始まったのである。先述したように、急進的組織の解放党が大衆団体法改正によって解散に追い込まれる等、結社の自由の侵害事例も目立った。また、ジョコウィに対する落選運動「#GantiPresiden (大統領交代)」が盛り上がった際には、警察による強引な鎮圧が相次ぎ、法律の下で言論の自由が制限された。

「多様性の中の統一」を国是とし、宗教の寛容を掲げてきたイスラーム国家で名を馳せてきたインドネシアであるが、アホックの「宗教冒瀆」は、インドネシア社会に内包された宗教の対立を明らかにもした。対立候補だった敬虔なイスラーム教徒アニス・バスウェダンがイスラーム急進派の支持を得て、アホックが敗北する結果となったからだ。勝利と予想されていたアホックの敗北は、インドネシアの宗教を起因とした対立構造を露呈させ、これまで宗教と縁のないことを売りにしてきたジョコウィも、イスラーム保守派をどのように取り込むかという問題に直面するようになったのである⁷⁾。アホックの「宗教冒瀆」に対するデモ運動後にジョコウィが強権化した背景に、インドネシア社会の変化があることが読み取れる。それでは、インドネシア社会に存在する対立とは、何を契機にしてどのように起こっているものなのだろうか。次節からは、インドネシア社会に起こる変化について、スハルト政権以降の歴史を概観しながら考察していく。

4 社会構造の変化と爆発的に普及する SNS

インドネシアでは、スハルト政権の開発独裁以降の経済成長の流れの中で中間層が拡大してきた。事実、アジア開発銀行と世界銀行はインドネシアの中間層が2003年の38%から2010年には57%にまで上がったと推計している。他方で、特に1998年の民主化以降、イスラームの規範が社会全体に浸透し、より保守的なムスリムが増加していることも指摘されている。アホックの発言に起因したデモの他にも、2011年には多数派スンニ派がシーア派の宗教学校を襲撃し、2018年には第2の都市スラバヤでイスラーム過激派の一家が3つのキリスト教会で自爆テロを起こす等の事件が発生した。

そもそも、近年増加が指摘されているイスラーム保守派と呼ばれる人々の多くは、政治にもイスラームの主張が反映されるべきだと考えている。このイスラーム保守派の意見は、多宗教の共存を掲げるインドネシアの国是に反するものだとして、スハルト政権下では抑圧されてきた。しかし、1998年の民主化とともに思想の自由や結社の自由等が認められると、運動が活発化し、影響力を拡大するようになった。加えて、イスラーム保守派は、経済成長の波に乗れなかった市民層や既得権益を持たないジョコウィに反感を抱くエリート層が抱く不満の受け皿となり、支持を固めてきた。

そして、上記の対立は近年のインドネシアで爆発的な普及をみる SNS によって先鋭化されている。ロンドンに拠点を置くソーシャルメディアエージェンシー

「We Are Social」によれば、国民の半数以上がインターネットを利用しており、そのほとんどが携帯電話を通じてSNSを利用している。Facebookの利用者数はインド、米国、ブラジルに次いで世界4位、Instagramも同様に世界4位、Twitterは世界9位と、主要SNSにおいて世界10位以内に入っている。この社会現象は政治にも大きな影響を与えている。ジョコヴィもSNSを駆使して有権者との対話を重ね、それを支持獲得の原動力としてきた政治家の1人だ。また、SNSが主戦場になった2019年の大統領選挙では、フェイクニュースと誹謗中傷に溢れ、大統領選挙制度そのものの信頼性が、政治的に作りだされた虚偽の言説によって揺さぶられたことが指摘されている⁸⁾。

5 ジョコヴィ政権とインドネシアの未来

前節では、スハルト政権下の経済成長と民主化を契機にして変化してきたインドネシア社会についてSNSの影響力に触れながら検討した。ここでは、社会構造の変容と意見の先鋭化を踏まえ、ジョコヴィの今後の舵取りについて、2期目の閣僚人事を通じて考察していく。

ジョコヴィ政権第2期目の閣僚人事は、大統領就任式から3日後の2019年10月23日に発表された。注目点は軍と警察出身者もしくは関係者の登用だ。まず、過去2回の大統領選でライバルとなったプラボウォを国防大臣に任命し、政権に取り込んだことが大きな変化である。今まで対立陣営であったグリンドラ党が与党となったことで、ジョコヴィ政権の連立与党の国会議席占有率は74%となった。また、国家警察庁長官としてイスラーム過激派の取り締まりで実績を上げたティト・カルナヴィアンを内務大臣に配置し、これまでイスラーム界の重鎮が務めてきた宗教大臣にファルル・ラジ元国軍副司令官をあてたことにも驚きの声が出ている。加えて、陸軍出身のルフット・パンジャイタンを海事・投資調整大臣に任命した。

1998年の民主化後、インドネシアの国軍は政治的機能の放棄と国防機能への特化が押し進められたものの、物理的な力を行使することができるために政治的な影響力は依然として残っている。また、高級将校は政治エリートの予備軍でもあるとされている。つまり、今日のインドネシアにおいて軍の政治介入は過去の話となったとはいえ、文民出身の政治家が国軍とのパイプを持つことは必須である。この点に関しては次章でも言及するが、企業家出身であるジョコヴィが、国軍や警察と関係を構築したことの意義は大きい。

しかし、政敵を取り込むとともに、軍・警察など治安関係者を要職につける人事は、ジョコウィをこれまで支持してきたリベラルな市民層の離反を招くジレンマを伴うものであることも事実だ。5年前、初の庶民出身大統領としてインドネシアの民主主義を発展させてくれる指導者として市民から期待されたジョコウィだが、軍や警察へ歩み寄る姿勢に、民主主義後退を不安視する声も聞こえてくる。

ここまで、ジョコウィ政権において衰退する「民主主義」をテーマにして考察を重ねてきた。そもそもインドネシアには本当に民主主義が定着しているのだろうか。結びに入る前に、インドネシア型「民主主義」に存在する問題について論じられたこれまでの先行研究をまとめ、ジョコウィ政権にも少なくともその影響が及んでいることを確認する。

民主主義には様々な定義の仕方があるため、まずはポリティ指標を確認する。ポリティ指標によると、その値はスハルト以降6を超えており、民主主義に分類されている。大統領任期の制限や地方首長の直接選挙制の導入などに見られるように、1999年から行われてきた憲法改正は少なからずこの数値の高さ、言い換えると、手続き的側面としての民主主義に結びついているだろう。それでは、次に世界銀行が発表する世界ガバナンス指標を確認する。スハルト体制が崩壊した1988年から現在を俯瞰するとその状況は向上しているものの、2018年の時点で百分率順位は50%前後と、全体的に芳しくない数値である。

この数値の背景として、スハルト時代からインドネシアに残存する「寡頭政治」、「家産的民主主義」を指摘することができる。これは、スハルトが権力を保持していく政策の中で生み出された構図である。スハルトは、政治家や軍人に政治のポストを与えることを約束し、また、自身に近い企業は利益の分配にあずかることができる縁故主義を登用することによって反体制派エリートを体制側に取り込み、自らに有利な政権運営をしてきたのだ。前述の通り、この構図はスハルト政権以降も決してなくなっていない。スハルト政権が倒れた際に、それまでスハルトから利権を享受してきた政治家や軍の高官たちが「ミニ・スハルト」と化し、民主化を装うことで既得権益層の安定と利益の拡大を企てたからだ。現在のインドネシアには、スハルト政権下からの既得権益層、つまり「非民主的」な人々の利権を温存しているからこそ成り立つ「民主主義」が存在しているというパラドクスが見出せる。

6 インドネシアにおける民主主義の後退

上記の検討を経て、明らかになったことを最後に整理したい。まず、ジョコウィは初の庶民派大統領として2014年選挙で当選以降、市民との距離の近さを売りにした政権運営を行ってきた。しかし、アホックの「宗教冒瀆」を受けて2016年10月後半に発生したデモにより、宗教を起因としたインドネシア社会の対立構造が露となり、宗教を利用したアイデンティティ・ポリティクスが展開されるようになった。この対立構造は、スハルト政権以降の経済成長の波と1998年の民主化によって形成されてきたものであり、SNSの爆発的な普及が対立を更に先鋭化させている。

2項と3項で中心的に紹介した、「自らのライバルとなりうるアクターは迅速に排除し、自らの政権運営を邪魔する集団に対しては手段を問わず抑圧政策をとるジョコウィの手法と戦略」は、インドネシア社会の未来を憂慮させるものであることは確かである。しかし同時に、分極化するインドネシア社会において政権を安定させるためには、軍・警察出身者や政敵を取り込まざるを得ないジョコウィの立場も窺える。

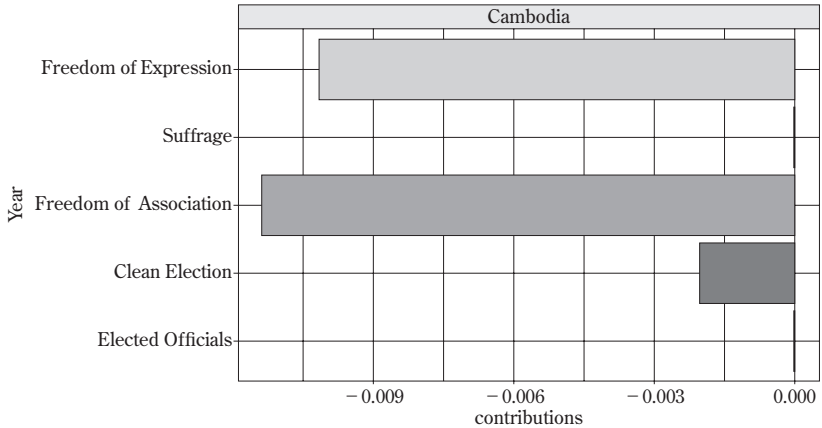
II カンボジア

1 人民党による政権掌握

カンボジアでは、1979年にポル・ポト政権が崩壊し、カンボジア人民党が政権を掌握した。その後、1991年にはパリ和平協定が締結され、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）による暫定統治を経て1993年には複数政党制に基づき定期的選挙を行う民主的政治制度が導入された。カンボジア人民党⁹⁾は総選挙に勝利した1998年以降、首相のファン・センのもと徐々に権威主義を強化している。2018年総選挙では最大野党が解体されたことで人民党が全議席を独占して、現在に至るまで政権を維持している。V-Dem 指標で見た図3では言論の自由である「Freedom of Expression」と結社の自由である「Freedom of Association」において顕著な低下が見られる。つまり、2010年以降は特に人民党支配が強まり、言論の自由と結社の自由が侵害されている。本節では、カンボジアの民主主義の後退について、言論の自由と結社自由の侵害における特徴と背景を検討する。

本節の構成は以下の通りである。第2項では、1993年以降の人民党支配の確立

図3 2010年から2019年におけるカンボジアの民主主義の後退



(出所：慶應義塾大学オープンキャンパス「アジアにおける民主主義の後退」、粕谷祐子)

について概観する。第3項では、野党が躍進した2013年選挙から2018年選挙で人民党が全議席を独占するに至るまでの過程について検討する。第4項では、カンボジア内での中国の影響力拡大について述べる。第5項では、以上を踏まえてカンボジアにおける言論の自由と結社の自由の衰退について考察する。

2 人民党一党独裁体制の確立

本項では、人民党の一党独裁体制の確立について概観する。

カンボジアでは5年ごとに国民議会選挙が行われているが、人民党の一党独裁体制が続き、「党の国家化」およびフン・セン首相の権威付けと個人崇拜が進んでいる。制憲議会選挙および国民議会選挙の結果を表2に示した。1993年の制憲議会選挙では、国王が率いるフンシンベック党が第1党となり、人民党は第2党になったため、両党の党首による2人首相制の連立政権が発足した。しかし、1998年の第2期国民議会選挙では、フンシンベック党との武力衝突を経て¹⁰⁾人民党が勝利して第1党となり、人民党の支配が拡大している。2006年には、人民党は内閣信任に必要な憲法の「3分の2条項」を改正してこれを過半数にすることで人民党単独での政権樹立を可能とし、権力分有体制を終焉させた。更に、国民議会内規の改正も国民議会の開催も人民党段独で可能とする統治ルールを合法的に定めた(山田、2015、pp. 155-157)。その後、2008年総選挙では人民党が圧倒し、

表2 制憲議会選挙および国民議会選挙の結果(1993~2018年、議席数)

| 政党 | 制憲議会選挙 (1993年5月) | 第2期 国民議会選挙 (1998年7月) | 第3期 国民議会選挙 (2003年7月) | 第4期 国民議会選挙 (2008年7月) | 第5期 国民議会選挙 (2013年7月) | 第6期 国民議会選挙 (2018年7月) |
|-------------|---------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| カンボジア人民党 | 51 | 64 | 73 | 90 | 68 | 125 |
| フンシンベック党 | 58 | 43 | 26 | 2 | 0 | 0 |
| サム・ランシー党 | — | 15 | 24 | 26 | — | — |
| 仏教自由民主党 | 10 | — | — | — | — | — |
| モリナカ党 | 1 | 0 | 0 | — | — | — |
| 人権党 | — | — | — | 3 | — | — |
| ノロドム・ラナリット党 | — | — | — | 2 | — | — |
| 救国党 | — | — | — | — | 55 | — |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 120 | 122 | 123 | 123 | 123 | 125 |

(出所) 初鹿野直美「カンボジア：最大野党不在の2018年総選挙」(2019)、山田裕史「カンボジア人民党の体制維持戦略」山田紀彦編『独裁体制における議会と正当性』(2015)を参考に筆者作成。

(注) 網掛け部分は与党を示す。

中央省庁の大臣ポストと地方の知事・市長ポストを独占した。

人民党は党中央委員会常任委員会を頂点とする階層的な党組織であり、党指導部と国家主要機関の人的一体化による「党の国家化」によって支配体制を強固なものとしている(山田、2019、p. 85)。また、5年毎に党大会を開催する規定だが、フン・セン首相の就任以降、党大会ではなく臨時大会が開かれている。臨時大会は、党中央委員会の改選権限を持たず、死去や辞任、除籍された委員の削除と新党員の追加しかできない(山田、2019、p. 85)。人民党は、国家機関に党組織を建設し、党幹部が司法や軍、警察、憲法評議会、国家監査院院長、選挙管理機関、情報機関のトップなど国家幹部を兼任し、党が国家幹部の人事も管理している。メディア・情報機関のトップも党員にすることで、全テレビ局と大半のラジオ局、

新聞を支配し、情報通信ネットワークを掌握し、これらの機関を活用して選挙人名簿の改ざんや脅迫、買収などを行い、一党独裁体制を確立していた。2018年には国軍副総司令官兼陸軍司令官で首相の長男であるフン・マナエットを新たに常任委員に就任させ、世襲に向けた動きも進めている（初鹿野、2019、p.244）。

また、カンボジアの選挙権は18歳以上で選挙人名簿への登録申請が必要である（山田、2014、p.11）。そして、人民党は1991年にマルクス・レーニン主義を放棄して以降、質よりも量を重視した党员リクルートを行ったこと、2013年時点では総人口の約4割が人民党员になり、大衆政党化した。そして、党员にならなければ不利益を被る社会構造を構築し、党员数を増大させることで社会を支配していった。例えば、各村の村長は人民党员が務め村人の政治的発言を監視している。非人民党员に対しては、各種証明書の発行や選挙人登録における差別的対応、選挙人名簿の改ざんも行われた（山田、2019、pp.87-89）。

3 総選挙をめぐる権威主義化

本項では、2013年総選挙で野党・救国党が躍進したが、その動きを警戒した人民党が救国党を解党に追い込み、2018年総選挙では全議席を独占したことについて述べる。

2012年に反人民党勢力として、野党が合流し救国党を結成したことで、人民党の一党独裁体制が揺らいだ。2013年の選挙時には、人民党と救国党が、集会や街頭宣伝活動などの大規模な選挙運動を行い、積極的に若者を動員していった。人民党は、圧倒的な資金力と組織力を基盤として、大量の若者を動員し、脅迫を用いながらも選挙運動の参加を強制した。一方、救国党は「変革」というスローガンを掲げて、人々の所得向上に直結する公約を提示し、支持を獲得していった。首都の選挙運動では、選挙権のない高校生までもが自発的に集まり、人民党の選挙運動で得た現金を使って、救国党の街頭宣伝活動に参加する若者も多数いた。こうした動きは次第に地方や他の年齢層にまで拡大し、様々な組合も巻き込んでいった。そして、救国党支持者が多いことが認識されると、人民党からの抑圧を恐れず、公然と救国党支持を主張する人が増加していった。

以上のような救国党が躍進し選挙運動を拡大できた背景は、主に2つある。1つ目は、ポル・ポト政権以降に生まれた世代の若者が選挙権を獲得し、ポル・ポト政権を倒したということで持っていた人民党の政権政党としての正当性が失われつつあったからだ。ポル・ポト政権の時代を知らない世代は、そこからカンボ

ジアを救ったとする人民党とフン・センの主張に共感を示すことが難しくなっていた。2つ目は、FacebookをはじめとするSNSなどの情報ネットワークが活用されたことにある。SNSにより、「経済開発を伴う不当な土地収奪や人権侵害、汚職、自然資源の収奪など、人民党にとって都合な情報の入手が可能となり、人々は国内で起きている現実を多角的かつ客観的に認識」できた(山田、2016、p. 7)。2012年時点でのインターネット利用者数は人口の約20%であったが、インターネット利用者以外にも、こうした情報は口コミを通して伝播していった。また、救国党はSNSを利用して選挙運動の開催日時や場所を知らせた。特に首都において救国党の獲得票数が多かったことは、これらのメディア活用が成功したからと言えよう。更に、SNSの活用によって、当時国外へ亡命していた救国党党首のサム・ランシーの情報も伝達され支持層の精神的一体感が生まれた。

2013年7月28日に行われた第5期国民議会選挙では人民党は過半数を維持しつつも大幅に議席数を減らし(68議席獲得)、野党勢力の合流によって発足した救国党が人民党に続く55議席を獲得した。野党救国党は選挙不正を訴えて約1年にわたって国民議会をボイコットした。この結果を受け、人民党は野党の排除を強化していった。第1に、反対勢力の結社の自由を侵害していった。2015年7月には、名誉棄損の容疑で救国党党首のサム・ランシーを逮捕して亡命に追い込んだ。同年8月には、「結社および非政府組織に関する法律」(通称、NGO法)の改正をした(山田、2019、p. 93)。2017年2月には、刑法437条を改正して国王を侮辱する発言への不敬罪を新設することで、SNS上での投稿を監視した。同時に、「団体・政党を結成する際には、直接的にも間接的にも国益・国民の利益を損ねてはならない(憲法新42条)、個人が国益や国民の利益を損なうことを禁じる(憲法新49条)、内政に関して他国からの介入を一切受けない(憲法新53条)」(初鹿野、2019、p. 245)といった事項を盛り込んで憲法改正や、「選挙法によって選挙権・被選挙権に制限を課しうること(憲法新34条)、(国民議会の承認が必要となる)内閣メンバーを首相、副首相、上級大臣、國務大臣とすること(憲法新118条)」(同上)という変更も行い、反対勢力を封じ込めるための法的基盤を固めた。

第2にメディア規制を強化し、言論の自由を侵害した。米国系ラジオ局のクメール語番組を放送していた国内ラジオ19局が放送停止命令を受けた。政府に批判的な英字新聞『カンボジア・デイリー』は、付加価値税の未納を言い渡され、廃刊に追い込まれた(笹川、2018、p. 204)。更に、2017年5月には、ウェブサイトおよびソーシャルメディアを通じた発信の管理に関する省庁間布告(第170号)

を発表し、インターネット上での規制も強化し、反対勢力のメディアウェブサイトを開鎖した(同上)。

2017年9月には、サム・ランシーの辞任と離党によって救国党の新たな党首となったクム・ソカーを米国との通謀による国家反逆の容疑で逮捕した。更に、同年11月最高裁判所は救国党の解党と同幹部118人に対して5年間の政治活動の禁止が命じられた(山田、2019、p.93)。

以上のように、人民党は市民社会と野党の言論の自由と結社の自由を侵害することで、最大野党を解党し、2018年第6期国民議会選挙では対抗勢力がない状態で人民党が全議席を独占した。

4 外国による開発援助を通じた権威主義化

本項では、地政学的観点から中国による権威主義化の推進の影響を検討する。

カンボジアは2010年代から実質GDP成長率はプラス7%を達成している高成長国であるが、経常支出は大幅な赤字で、赤字を補填するために投資資金の国外からの流入が欠かせない。また、カンボジアは人口と経済規模において周辺国よりも相対的に小規模であるため、周辺国からの経済的・社会的影響を受けやすい。インフラ整備、輸出振興、雇用拡大の好循環が求められる過程で、中国が影響力を拡大している。カンボジアの外国資本の対内直接投資認可額は、中国の存在が2017年以降突出している(酒向、2020、p.1)。

人民党は支配を拡大するに伴い、中国との関係を深化させていった。1993年の選挙によって2人首相制の連立政権が成立した後、1997年にノロドム・ラナリット氏の外遊中にフン・セン氏が強権的に政権を掌握した。これにより、カンボジアの復興を支援してきた国際社会との関係が悪化したが、中国がフン・センを支えた。2000年代に入ると中国は海外展開を進める「走出去」政策を打ち出し、人件費が低いカンボジアも投資先の1つとなった。また、2012年にカンボジアがASEAN議長国になった時には、中国がフィリピンやベトナムと南シナ海の海洋権益で対立したが、カンボジアは中国寄りの姿勢を崩さなかった。中国にとってはASEANが分断していることが有利になるためカンボジアとの親交を強め、カンボジアにとっては投資資金を求めるため中国寄りになっている。

そして、2010年代半ば以降に中国は投資を急激に拡大している。その要因は主に3つある。1つ目は、中国が推し進める「一帯一路政策」にとってカンボジアが戦略的な要衝だからだ。2つ目は、中国企業および個人のドル建て資金の確保

である。規制をかいくぐり対カンボジア投資が拡大している可能性がある。3つ目は、米中摩擦を回避するために中国企業がカンボジアへ生産移管していることだ(酒向、2020、p.4)。

以上のように、中国とカンボジアを双方の利益から関係を深化させている。

5 カンボジアにおける民主主義の後退

本節では、カンボジアの権威主義の強化・民主主義の後退について言論の自由と結社の自由に着目して、人民党の一元独裁体制強化について考察してきた。人民党は「党の国家化」によって独裁体制を強固なものとしている。2013年には、選挙人の世代が変わり人民党の与党としての正当性が弱まったこととSNSの拡大によって人民党に対する反対勢力が表面化したため、野党が合流して躍進し一元独裁体制が揺らいだ。しかし、国家幹部と党が一体化しているために、人民党に有利なように法基盤を改正したり、人事を管理したりすることで、メディア支配やインターネット規制によって言論の自由を奪い、更にNGOの閉鎖や野党の解党によって結社の自由も侵害し、一元独裁体制を強化した。また、経済・地政学的要因より中国との関係が親密となり、権威主義的思想が強化されている。以上のような背景から、カンボジアでは言論の自由と結社の自由が衰退した。

III タ イ

1 タイ国軍のクーデタに伴う民主主義の衰退

2014年5月22日、タイ国軍が立憲革命以来13回目となるクーデタを実行した。その結果、インラック政権が崩壊し、プラユット・チャンオーチャー陸軍司令官を議長とする国家平和秩序維持評議会(NCPO)が構成された(川中、2018)。NCPOは政権掌握と同時に、徐々に権威主義を強化している。タクシン派の政治家や反クーデタ、反王制発言を行った知識人を召喚するなど厳しい言論統制を行い、暫定憲法に基づいて政治改革と恒久憲法起草に取り組んでいる。タイ研究者の中には今回のクーデタを「1960年代の開発独裁時代への逆行」と懸念する声もある。ゆえに、なぜタイで民主主義が徐々に後退することになったのかを分析することは重要である。また先日、反政府デモに参加している若者たちが活動家の「表現の自由」を守るよう日本政府に求める要望書を提出した。本節では、民主主義の根幹を為す要素の中でとりわけ「表現の自由・結社の自由」に着目し、

どのような契機を経て「表現・結社の自由」が衰退したかを考察する。

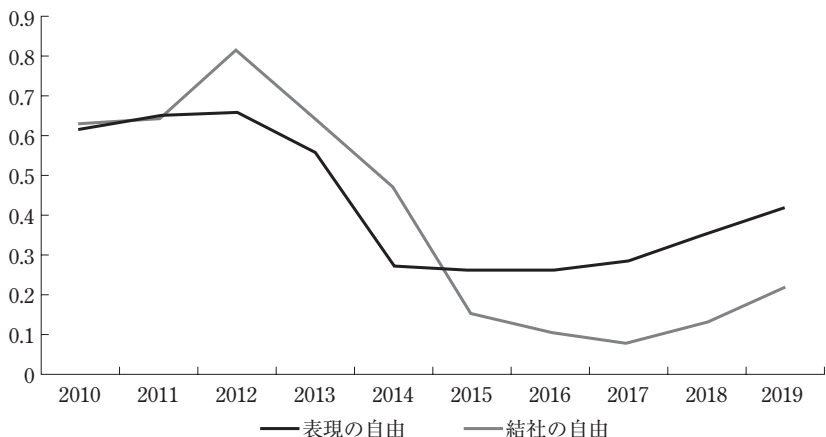
以下では、まず V-dem が発表する『DEMOCRACY REPORT 2020』を活用し、タイでの「表現の自由・結社の自由」の変化について説明する。その上でタイの政治史（1932-2014）を踏まえて、「表現・結社の自由」が衰退した契機を考察したい。

2 「表現の自由・結社の自由」の変化

本項では、『DEMOCRACY REPORT 2020』を用いてタイの「表現・結社の自由」を分析する。図4は2010年から2019年のタイにおける「表現・結社の自由」指数¹¹⁾を表した図である。図4によると、タイの「表現の自由」は2012年から2014年にかけて急激に低下し、2015年以降は緩やかな上昇傾向があることがわかる。また「結社の自由」に関しても、2012年から2017年にかけて急激に低下し、2018年以降は回復傾向がある。実際にタイでは2017年に制定された新憲法によって、言論統制や政治的集会の禁止が制定され、集会禁止令違反による住民や知識人の逮捕が続いた。「5人以上の政治的集会」や「社会対立や分断を煽る行為」が禁止され、国民の「表現・結社の自由」が喪失することとなった（川中、2018）。

次にタイの政治史について述べた上で、「表現・結社の自由」の衰退に至った契機を考察する。タイでの政治史は、2001年の総選挙を起点として2つのフェー

図4 2010年から2019年のタイにおける表現の自由と結社の自由



(出所：V-Dem より)

ズに分けることが可能である。

まず2001年の総選挙以前は、タイの議会制民主主義はエリート中心（都市中間層）¹²⁾ という性格を持っていた（河森、1997）。エリート中心の議会制民主主義の萌芽となったのが、1973年の学生革命¹³⁾ である。都市在住の大学生が主体となり、軍事政権（1957-1973）への反政府運動を展開した。そして軍事政権による強権的支配を終結させたことで、都市中間層の中で自由な言語空間が生まれた。1990年代に突入すると、都市中間層は政治に直接参加し「政治改革」を進める姿勢を強固にした（清水、2017）。その背景には、政党政治家に対する不満と市民社会論の台頭が挙げられる。政党政治家の間に政治汚職が蔓延っており、彼らは政治に直接参加することで「政治改革」を実現しようと努めた。そして「政治改革」の恩恵を受ける形で、1997年に「最も民主的」と評される憲法が制定された。1997年憲法では政党と閣僚に対する監視が強化され、中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に移行した。そして1997年憲法を反映した2001年1月の選挙では、タクシン・チンナワット党首率いるタイ愛国党が第一党になった。

2001年の総選挙後、農民層¹⁴⁾ が国政に積極的に参加するようになり、エリート中心の議会制民主主義が衰退した（玉田、2008）。2001年総選挙で勝利したタクシン政権では、実際に経済的に疲弊した農民層への分配政策を重点的に行われた。その結果、少数派である都市中間層は政治参加が困難になった。農民層に支持基盤を集めるタクシン派と、都市中間層及び軍や官僚、国王などの伝統的國家エリートの対立構造が激化したのだ。そして都市中間層の怒りが爆発したのが、2006年のテマセク事件¹⁵⁾ である。また反タクシン派は民主主義人民連合（PAD）を結成し、タクシン政権に対する軍事クーデタを行った。それに対してタクシン派も反独裁民主主義統一戦線（UDD）を結成し、両者の対立構造は議会外にも派生することとなった。2006年以降は、反タクシン派が選挙以外の方法でタクシン系政権を追い詰め、首相罷免判決やクーデタなどで政権を崩壊させるも、その後の選挙でタクシン系が政権を取り戻す、という循環が続いている。2011年に首相に就任したタクシン派のインラックも国民和解を進めるために憲法改正を目論むが、反タクシン派によって阻まれる形となった。そして2014年5月22日のタイ国軍のクーデタによって、民主主義が崩壊したのである。

タイでの「表現・結社の自由」の衰退は、2014年の軍事クーデタによって引き起こされた。都市中間層により構成された反タクシン派が軍部や官僚と結託し、強硬な方法で農民下層により構成されたタクシン派を抑制している（永井、

2017)。この一連の行動の背景には、少数派である反タクシン派による、「タクシン派の台頭」への恐れがあると推察できる。すなわち、表現の自由を含めた民主主義のあり方は、都市中間層と農村下層の二極化構造に強く依存しているのである。もし都市中間層と農村下層の関係性が良好であれば、少数派である反タクシン派が強硬的な姿勢をとる必要がない。したがって「表現・結社の自由」の衰退を考える上で、都市中間層と農村下層が二極化した要因を探ることが重要であると言える。以下では、3つの要因を述べる。

第1に、1990年代における両者の「政治参加」のあり方の違いが挙げられる。都市中間層は代議制民主主義を否定し、官僚機構や選挙以外の方法でその利益を政策に直接反映させる形で政治参加を行った（川中、2018）。重富（2009）の調査によれば、1992年の選挙監視ボランティア及び憲法起草調査会において、8割以上の参加者が「都市中間層」によって構成されたことが判明している。また彼らの意識の形成には、「参加」による政治を概念化したプラウエート・ワシー¹⁶⁾の思想が大きく影響を与えた。彼の主張する「間接民主主義への不信感」が都市中間層に拡散し、都市中間層の行動を正当化する根拠になったのである。他方で、農村下層は代議制民主主義に則って、地域自治において選挙で代表を選出することで政治参加を行った。特に、1994年に設立されたタンボン自治会（TAO）¹⁷⁾の議員選出に貢献した。TAOの議会と執政は住民の直接選挙によって選出され、議員は掲げた公約に対する取り組み状況を報告することが義務化されていた（相沢、2009）。ゆえにTAO議員は農村部の代議員として政策を履行し、自ら選んだ議員に住民が生活を向上する構造が出来上がったのである。以上の理由から、都市中間層と農村下層のイデオロギーが対立し、異なった「民主主義」観を持った2つのグループが誕生した。

第2に、1997年憲法における中選挙区制から小選挙区比例代表並立制への転換が挙げられる。タイの国政選挙で中選挙区制が採用されていた時期には、有権者は選挙区定数に応じた投票が可能であった（玉田、2003）。そのため有権者にとって、政党よりも候補者自身が重要な関心事であった。しかし新制度が導入されたことにより、政党の公認を受けた候補者しか出馬できなくなった。そのため政党による政治家のコントロールが大きくなり、政党のリーダーの権限も強大になったのである（永井、2017）。その特徴を最大限に生かしたのが、タクシンであった。タクシンは人口の多い農村下層をターゲットにした選挙公約を掲げて登場し、当選後に彼らに対する再配分政策を施行した。その結果、農村下層は選挙を通した

政治参加に対して旨味を感じるようになった。その一方で都市中間層は票数的に少数派であったため、彼らの選択が政策に生かされる可能性が低くなった。以上のプロセスによって、都市中間層は選挙に対して否定的感情を抱き、農村下層は選挙に対して有用性を感じるようになったのである。

第3に、「司法」の権力拡大が挙げられる。1997年憲法によってタイの「司法」は執政府や立法府からの高い独立性を享受した(玉田, 2008)。そして政治家の監視を担当する独立機関¹⁸⁾と提携し、政党政治全体を監視する枠組みを作り上げた。ここで問題視すべきことは、タイにおける独立機関が特定団体や特定社会層の利害関係を体現する機関になっていることだ。つまり、出される判決がその時々々の政治状況によってぶれが大きく一定の恣意性があった。さらに2007年憲法や2016年憲法では、「憲法裁判所の権限の拡大」が規定された(川中, 2018)。その結果、都市中間層を含む保守層はタクシンの権力支配が完全には及ばない軍と司法という領域からタクシン派に攻撃を与えることが可能になった。その一方で農民下層を中心とするタクシン派は、司法主導政治による明らかな二重基準に対して否定的感情を持つようになった。つまり、本来中立の立場にあるべき「司法」が権力を拡大させ、都市中間層に歩み寄る立場をとったことで、両者の二極化を招く結果になった。

3 タイにおける民主主義の後退

本節では、民主主義の根幹を為す要素の中で「表現の自由・結社の自由」に着目し、どのような契機を経てタイの「表現・結社の自由」が衰退したかを考察した。1990年代以降、都市中間層が選挙以外の方法で意向を政策に反映させる制度を利用していたのに対して、農村下層は自ら選出した代表に自治を任せた。そして、両者の「政治参加」の違いが理想とする民主主義観の違いを生むこととなった。また、中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に転換したことで、都市中間層は選挙に対して否定的感情を抱き、農村下層は選挙に対して有用性を感じるようになった。以上のプロセスを経て都市中間層と農村下層が二極化し、都市中間層と軍部、そして司法部が強権的に権力を握ろうとしたことで、タイでの「表現・結社の自由」が衰退した。

IV フィリピン

1 独立以前とフィリピンの政治風土

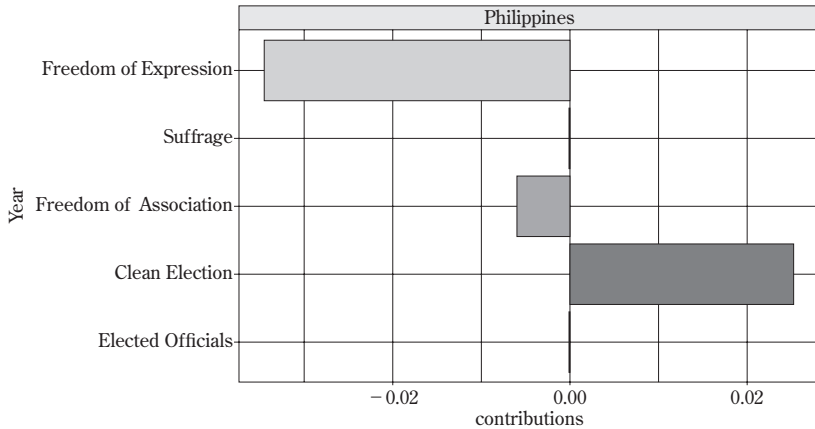
フィリピンに民主制度が持ち込まれたのは20世紀初頭から始まったアメリカによる植民地支配の下でのことであり、これは本稿で扱わずれの事例よりも早い時期だ。しかし、その制度の下で政治参加を認められたのは一部のエリートのみであった。これは各地で独立運動を主導するエリートたちを植民地支配のシステムに取り込み、少ないコストで円滑にフィリピンを支配しようとしたアメリカ側の思惑によるものだったとされる。その実態は、政治への参加を認められ、自身の権力基盤を強化する一部のエリート層とその他大多数の人々の間に分断をもたらすものであった。

このようにして生まれたエリート層は親米の連邦党に集まった。アメリカ側は段階的な自治容認を進め、1907年には初の議会選挙が行われた。しかし、その選挙で連邦党は敗北し、改めて独立への希望が示される形となった。1929年に発生した世界恐慌によってアメリカ側もフィリピン統治を見直すこととなり、1934年にはアメリカ議会でフィリピン独立法が制定されることとなる。これによってフィリピンは1946年7月の独立が約束されたのだった。

しかし1942年には日本軍がマニラを占領し、アメリカ軍も撤退、独立準備政府のケソン大統領もアメリカに亡命した。日本軍は直ちに軍政を開始し、これにベグノ＝アキノが協力した。日本は条件付きでフィリピンの独立を認め、1943年10月には独立するものの、この時に樹立された政権は日本の敗北と共に崩壊し、1946年7月、フィリピンは独立法が定めた通りフィリピンは独立を果たした。

以上がフィリピン独立までのおおよその流れである。この流れから分かる通り、フィリピンでは早くから民主制度が存在していたものの、それは植民地支配を敷いたアメリカによってもたらされたものであり、実態としても十分とは言えなかった。フィリピンではそのような状況下で、エリート主導の民主制度には参加できなかった人々による運動が行われることになったのである。日下はこのような背景を踏まえて、フィリピン政治の特徴を「より良き政治と社会を実現しようとする実践や運動が民主主義の制度に優先してきたことにある」と述べている。これに対し、本稿で考察対象とする2010年代の半ばに誕生したドゥテルテ政権は、強権的な「規律」の徹底を背景に支持を集めてきた。これはフィリピンにおける

図5 2010年から2019年のフィリピンにおける民主主義の後退



(出所：慶應義塾大学オープンキャンパス「アジアにおける民主主義の後退」、粕谷祐子)

民主主義の後退という現象と無関係ではない。

2 本稿における着目点

本稿では何が2010年代のフィリピンに民主主義の後退をもたらしたのかを考察するために、「表現の自由」と「結社の自由」に焦点を当てていきたい。「表現の自由」と「結社の自由」はV-Demが発表するレポートにおいて、選挙民主主義の度合いを判断するための5つの項目のうちの2つである。今回この2つに焦点を当てたのは、とくにこの2つが急激な悪化を見せており、ここにフィリピンの民主主義後退を説明するカギがあると考えられたからである。このことは2010年代のフィリピンにおける各項目の変化を示した図5から読み取れる。

3 独立直後

前章で述べた通り、フィリピンは1946年7月にアメリカで制定されたフィリピン独立法に基づき、独立を果たした。ここではそれ以降のフィリピン政治の流れを追いながら、そこでの民主主義のあり方について考えることとしたい。

独立後のフィリピンで初代大統領の座についたマヌエル・ロハスは1946年の大統領選の際に国民党を離れ、自由党を結成した。それ以降、アメリカ協調派の自由党と自主路線を重んじる国民党の二大政党制となる。しかし、この二大政党

制は冷戦下の国際情勢の影響によって形骸化してしまった。その理由としては、第二次世界大戦の終結後、世界で米ソの対立が鮮明化し、東側と西側の対決構図が明確になっていったことが挙げられる。アメリカから独立したフィリピンはその影響で両党がともに親米反共産主義の路線をとるようになり、両者の対立軸は曖昧なものとなった。その結果として、二大政党は政策の違いではなく、恩顧主義によって成り立つ垂直的なネットワークによって票数を競い合うようになった。そのために選挙時にはエリート層と住民が現金などの何らかの見返りと住民が持つ票を交換するという事例が発生した。このような状況下では貧困層をはじめとする非エリート層の住民が自由な投票を行うことができず、彼らの主張は武力闘争の形をとることとなった。

4 マルコスによる開発独裁と「ピープル・パワー」

恩顧主義のもとで自らの利益を獲得し支配を固めたエリート層に対して、国家による社会統制を試みたのが1965年の大統領選に勝利したフェルディナンド・マルコスである。彼は元々1946年の選挙では自由党のロハスを支持し、自身も自由党から1949年の選挙に出馬し当選した経歴を持っていたが、党内の対立から離党し国民党に移って1965年の大統領選を戦い、自由党のマカパガルに70万票の差をつけて勝利した。

彼はそれまでの垂直的なつながりを飛び越え、より直接的に票田をコントロールしようと試みた。例えば1968年と1969年には総額1億6,000万ペソを投じ、村ごとに2,000ペソを配る地方改良農村開発計画基金によって、地方の政治家への影響力の増大を図った。また、従来は国会議員の集票の源にもなっていたポークパレルの縮小にも着手した。これにより、マルコスは従来の恩顧主義に基づく垂直的なネットワークを超え、選挙において大きな影響力を持つに至った。そうして1969年の大統領選にも勝利したマルコスは1972年に戒厳令を改定し、1974年には新憲法の下で三選を果たし、長期の独裁政権となった。

この長期独裁政権は典型的な開発独裁とよばれる。開発独裁とは、工業化を推し進めることを理由に独裁を正当化し、反対勢力を弾圧する政治の在り方を指す。マルコスはフィリピンの課題として貧富の差の拡大を挙げ、学生運動などの勢いを自身の体制に取り込む形での支配の強化を図った。

そんなマルコス独裁が崩壊する契機となったのが、ベニグノ・アキノの殺害である。マルコス独裁下の1983年、マルコスのライバルでもあったアキノが亡命先

のアメリカから戻ってきたところを狙撃され死亡した。この事件へのマルコス政権の関与が疑われ、マルコスの反対勢力に対する残虐さを改めて人々に印象付けた。3年後の1986年には、ベニグノの妻であるコラソン・アキノを大統領候補に推す署名が100万筆以上集まり、それまではまとまりきれずにいた反対諸勢力が共産党を除いて結集することとなった。選挙後にはマルコスの勝利が宣言されたものの、アキノ派はこれに抗議活動を展開した。このような状態で、マルコスに不満を抱く国軍の一部が計画していたクーデターが発覚し、彼らが包囲されるという事態が発生すると、アキノ派の市民が彼らの支持のためにデモを繰り広げた。国軍からの支持を失ったマルコスは亡命した。この行動は階級を超えて人々が「フィリピン人」としての連帯感に基づき行動したことから、ピープル・パワー革命とよばれる。

「ピープル・パワー・革命」の後に大統領の座についたアキノだったが、「反マルコス」で集まった諸勢力を結集させるのは容易ではなく、不安定な政権運営を強いられた。また、マルコス以前には形式上は保たれていた二大政党制も崩壊し、政党は大統領候補の支持集団として、以前に増して流動的な性質を持つようになった。アキノの後を継ぎ、大統領の座についたフィデル・ラモスは「フィリピン2020」を掲げ、経済を自由化し成長を促したほか、かねてからの問題でもあった格差問題についても、「社会改革アジェンダ」を打ち出して、市民参加を促しながら課題の解決を図った。

5 「ピープル」の解体と「道徳」が生む新たな分断

階級を超えた連帯としての「ピープル・パワー・革命」の記憶に訴えかけたアキノやラモスに対し、その後に大統領となったジョセフ・エストラダは「ピープル」という連帯に貧困層とそれ以外という分断をもたらし、前者からの支持を基盤として政権運営に取り組んだ。彼はテレビメディアなども用いた方法で貧困層に寄り添う大統領像を打ち出し、実際にも彼らからの支持を獲得した一方で、エリート層からは強い反発を受けた。2000年末にはエストラダの退陣を求める大規模デモが発生し、これを受けて政権は崩壊した。副大統領を務めていたグロリア・マカパガル・アロヨが大統領になってからも混乱は続き、エストラダの復帰を求めるデモ隊の一部が大統領府への突入を試みたことから、アロヨ政権はこれを国軍と警官隊の出動によって制圧する事態となった。この後、アロヨ政権はエストラダを支持していた貧困層の取り込みを図るも失敗し、格差問題は解決しな

いまま、国民の間での分断が深化することとなった。

エリート層からの支持を集めていたアロヨだったが、第2期アロヨ政権の時代に入ると状況は大きく変わった。腐敗疑惑の続出と反対派の暗殺により、アロヨが「共通の敵」とみなされるようになった。しかし、それまでの混乱を経て、人々は以前のような「ピープル」への信頼感や一体感を失っており、大規模な反対勢力の結集やデモにはつながらなかった。結果としてアロヨは任期を全うし、その後任を決める2010年の大統領選では「道徳的」評価が高かったベニグノ・アキノ3世への支持が集まった。

アキノ政権はポークバレルの不正な流れを理由に、対抗するエリートの疑惑を追及する一方、貧困問題にも取り組み、「フィリピン家族の架け橋プログラム」では、「責任ある家族形成」への従事を条件に毎月の現金給付を行った。この事業には一定の効果があった一方で、貧困が個人の道徳的な問題にすり替えられてしまい、その構造的な側面に焦点が当たらないなどの問題も存在した。そして、そのことは施策によって救われる人間とそうでない人間という貧困層内部での分断にとどまらず、「道徳」という尺度をもって社会全体を分断することにつながったのである。

6 ドゥテルテの登場

ロドリゴ・ドゥテルテは2016年の大統領選で、アキノの後継として出馬したマニュエル・ロハスや「貧者にやさしい政治」を訴えたジェジヨマル・ビナイに勝利し、大統領になった。選挙時に掲げた「麻薬戦争」という言葉通り、彼は逮捕状なしでの拘束や殺害を認める発言をし、実際に数千人が死亡、数万人が拘束されている。本項では彼が選ばれた理由、そして民主主義の後退を招いた彼の強権的な姿勢の背景について分析していくこととしたい。

前項までで確認した通り、貧富の格差はフィリピン独立時から常に大きな課題であり続けた。そのために貧困層へのアプローチは常に重要な意味を持っていたし、時には「ばらまき」と揶揄されるような政策も登場した。2010年に大統領の座についたアキノがとった「道徳的」アプローチがそれ以前のものとは異なっていたところは、「道徳」によってこれを解決しようと試みた結果、従来の「エリート層対貧困層」とは別に、貧困層内部における「良き貧者対悪しき貧者」の対立構図を生んでしまった点にある。そしてこの対立構図が貧困層に限らず社会全体で共有された結果、「悪しき貧者」を規律に従わず非道徳的な「悪しき他者」と

みならず風潮が生まれてしまったものと考えられる。このような変化は選挙における争点の変化にもつながった。人々の関心は、貧富の差にいかに向き合うかという課題から道徳的に墮落した「悪しき他者」にいかに向き合うかという問題へと変化していったのである。

このような背景から支持を得るに至ったドゥテルテは超法規的な措置による「麻薬戦争」を訴えかけた。しかし彼の強権的な姿勢は「麻薬戦争」にとどまらず、あらゆる側面で見られるようになっていく。ここではそれらを特に、「結社の自由」「表現の自由」に注目してみたい。

①メディアへの弾圧

まず「表現の自由」の後退として挙げられるのがメディアへの弾圧の強化である。その一例が、フィリピンのジャーナリスト団体「調査報道センター」は2020年4月に、ドゥテルテおよびその親族の資産が大統領就任後に増加していること、さらには資産報告義務に違反している可能性があることを発表した。これに対し、ドゥテルテは「貧しい親元そして汚い場所で生まれた者たちよ、思いあがるなよ。秘密を暴いて仕返しをするからな」と発言し、報復の考えを明確にした。

また、反政府系ネットメディア「ラップラー」に対しても対決姿勢を明確にしており、同社の最高経営責任者が名誉棄損などの容疑で逮捕され、最長で禁固6年の判決が一审で下されたほか、会社自体も税務上の問題で捜査されるなどの事態が続いている。

メディアへの弾圧について述べる上でもう1つ触れておく必要があるのが、最大手テレビ局のABS-CBN社に対する事業免許継続の拒否である。同社とドゥテルテの対立は2016年の大統領選で同社がドゥテルテの広告放送を拒否したことに端を発しているといわれている。2020年5月には政府のメディア規制機関が同社への放送停止を命じ、7月には下院の立法免許委員会が放送免許更新のための決議案を否決したことで、同社の民放としての存続はほとんど不可能となった。

同じく2020年7月には反テロ法が制定され、人命を危険にさらす行為以外にも、情報発信によって人々を不安にさらすことも「テロ」として規定されており、処罰の対象になる。

②反対派の弾圧

ドゥテルテ政権はメディアに限らず、反対派の弾圧を行ってきた。その代表例

が「麻薬戦争」批判を行っていたライラ・デ・リマ上院議員の不当逮捕である。2017年2月、リマは麻薬密売に関与した罪で上院議員会館において逮捕された。

リマはベニグノ・アキノ3世前政権で法務大臣を務めており、ドゥテルテが大統領になってからは、ダバオ市長時代の「ダバオ処刑団」に関する問題について、上院の調査を指揮するなど、ドゥテルテ政権の初期から批判派の急先鋒として知られる人物だった¹⁹⁾。

7 フィリピンにおける民主主義の衰退

フィリピンにおいては独立時から選挙民主主義の形骸化が発生し、そのために直接的な行動による主張がたびたび行われ、中には「ピープル・パワー革命」のように政権を倒す力を持ったものもあった。しかし階級や貧富の差を超えた「ピープル」としての連帯も長くは続かず、貧困層とそれ以外という分断が生まれることとなった。

「分断」について語る時、注意を向ける必要があるのがその分断が何を基準にもたらされたものなのかという点である。ベニグノ・アキノ3世よりも前の分断は上記のように貧富の差によるものであり、そこでの分断は貧困層とそれ以外の間に存在した。しかし、現在のフィリピンにおける分断はそれまでのものとは異なった様相を呈している。

2010年代のフィリピンにおける民主主義の後退、特にドゥテルテの登場は「マルコス独裁の再来」とされることもあるが、貧富の差という問題が背景にあったマルコス独裁に対して、ドゥテルテの強権的な姿勢の背後にあるものは単なる貧富の差を超えた「良き市民」と「悪しき市民」の「道徳的」分断であり、だからこそ数々の問題にもかかわらず、現在でも高い支持率を保っているといえるだろう。

終章

本稿では東南アジアにおける4つの事例をもとに民主主義の退行について述べてきた。以下に4つのパターンをまとめる。

インドネシアは宗教を巧みに利用しながら、国家機関や警察などを恣意的に操っている。反対勢力や脅威となりうる人物に対して強引な法適用を用いて弾圧を続けている。その反面、ポストや私的見返り（パトロネージ）をジョコウィの

意のままに分配することで政権を安定化させている。ジョコウィは初の庶民大統領であり、縁故主義が民主主義を支えてきたインドネシアで権力を確立することは容易ではない。そのため、強権的に政権を維持せざるを得ない状況にある。

カンボジアは人民党員が国家機関や情報機関の幹部を務めることで国家を支配している。対抗勢力の指導者や不利な発言をする民衆に対する弾圧も強まっている。それはポル=ポト政権を打倒したという正統性が失われていることおよび中国による開発援助の影響があるからといえる。

タイはタクシン政権以降の政治的混乱が権威主義化に拍車をかけている。2000年以前は民主主義が定着していたが、タクシン政権に対して不満を持った都市中間層と軍部が強引に権力を握ろうとしたことで過激な政治対立が続いている。現在も国王の税金濫用をめぐって対立が続いている。

フィリピンでは、従来の「エリート層対貧困層」とは異なる貧困層内部における「良き貧者対悪しき貧者」の対立構図が存在しており、ドゥテルテ大統領はその分断を利用する形で超法規的措置を実行しながら強権化を図っている。

上記のように各国に共通した状況はなく、独自の政治的状況や歴史的背景、社会構造などが存在しているなかで民主主義の退行は進んでいる。しかし、執政府に対する抑制が効いていないという共通の状況がある。

インドネシアは、スハルト政権下の開発独裁を通じて浸透した家産性民主主義の構造が1998年以降の民主化以降も残存している。時に「民主主義の優等生」とも評されるインドネシアであるが、行政府と司法府が対等な関係にない形骸的な民主主義体制の存在がジョコウィ政権下においても指摘できる。

カンボジアは党指導部と国家主要機関の人的一体化が進むことで人民党による支配体制が強化されている。1985年に選出された党中央委員会常任委員会では、幹部の改選がされず国家機関の要職にある党員が新たに追加されている。党幹部は行政府の大臣や副首相と立法府の国民議会議長などを兼任し、司法長官は党幹部の一員に取り込まれている。更に、国家機関において党が人事権を掌握しているため、国家権力が党の支配により一体化している。

タイは三権に加えて国王と軍部が政治に介入していることが民主主義を脅かしている。三権を超越する存在は権力のバランスを崩すことにつながり、民意を反映しない政治になるリスクがある。加えて、特筆すべき点としてはタイの軍は文民統制が働いておらず、軍部による政治への介入につながっている。

フィリピンはドゥテルテ政権が司法のプロセスを無視した指示を出しているこ

とが強権化につながっている。行政府と司法院が対等に機能していないため、反政権的な報道を繰り返すメディアを閉鎖するなど表現の自由を侵害している。

民主主義の維持のためには三権がしっかりと機能しつつ、既存の法制度を逸脱しないような統治が必要になる。これは他の地域の国々にも当てはまる。アメリカのトランプ大統領の強権化は合衆国最高裁判所の非中立性からも説明できる。判事が指名制であることからトランプ政権の暴走に寄与している。超法規的な対応を容認する体制ではなく、チェックアンドバランスから民衆の声を反映させる機能が必要になる。

- 1) 2010年から2019年にかけて V-Dem の Freedom of Expression と Freedom of Association の推移。
- 2) 同改正案では、婚外性交渉と未婚カップルの同居の禁止など、基本的人権を侵害する規定も存在している。
- 3) ジョコウィの政友であり、当時はジャカルタ州知事を務めていた。華人系キリスト教徒であることから「二重のマイノリティ」とも呼ばれる。
- 4) ハリー・タヌは、自身が所有するメディアや豊富な資金によって、2014年大統領選でジョコウィの対立候補プラボウォ、2017年ジャカルタ州知事選ではジョコウィの政友アホックの対立候補アニス・パスウェダンの選挙運動を支持していた。「イスラーム防衛行動」への資金提供者とも見られている。
- 5) 法律代行政令とは、法律と同等の効力を有する政令であり、1945年憲法第22条1項では「緊急の特別な事情があるときは、大統領、法律に代行する政令を制定する権限を有する」と定めている。
- 6) 川島、2019、p. 6。
- 7) 2014年大統領選の際には、ジョコウィの対立候補となったプラウォボ陣営（2019年大統領選の際も対立候補となっている）に、民族覚醒党を除いた全てのイスラーム系政党が付いた。ジョコウィの世俗的かつ等身大の指導者像が多くの中層の支持を集めた一方で、プラウォボ陣営は「反イスラーム」というレッテルをジョコウィに貼り、ネガティブキャンペーンを行った。例えば、「ジョコ・ウィドドは華人、キリスト教徒、ユダヤ人のエージェントである」といったフェイクニュースを盛り込んだタブロイド紙が作られ、配布された。
- 8) イスラーム保守派の動きに関して川村は以下の鋭い指摘をしている。「イスラーム保守派の存在感を高めたのは、インドネシア社会のイスラーム化ではなく、イスラーム保守派があぶり出す社会的分断を利用して権力を獲得しようとする政治家の存在なのである。宗教的・民族的差別意識を煽ることで人々の不安を増幅させ、社会的分断を利用して政治的支持を獲得していくこの動きは、アメリカ合衆国におけるトランプ大統領の登場や、ヨーロッパにおける急進政党の支持拡大などにみられる動きと同様のものである。」(<https://gmc.nikkeir.co.jp/features/>

column_detail/id=861より抜粋) インドネシア国内におけるイスラーム保守派の影響力の高まりは、世界的に広がっている分断政治の文脈で理解すべきなのであろう。

- 9) 当時の党名はカンブチア共産党。1981年第4回党大会でカンブチア人民革命党に、1991年臨時党大会でマルクス・レーニン主義を放棄して、カンボジア人民党に改称した(山田、2019、p.84)。
- 10) 国民議会選挙期間の政党関係者の殺人事件は、1993年制憲議会選挙で380件、1998年総選挙で40件、2003年総選挙で28件、2008年総選挙で23件、2013年総選挙で0件発生した。2013年総選挙では、人民党が圧倒的に強くなったことと国際社会から非難を受けないように、暴力的手段で反対勢力を排除するのではなく、司法的手段で野党の党首を逮捕したり有罪にしたりして国外に逃亡させて選挙に参加させなくした(山田、2019、p.93)。
- 11) 1に近いほど、自由が保障されている状態。
- 12) 1960年代から80年代の軍事政権下の経済成長によって所得を向上させたバンククの間層・上層。
- 13) 大学生が主体となり、恒常憲法制定を求めて政府に抗議運動を行った。
- 14) 1990年代以降の経済成長の過程で徐々に生活水準と教育水準が向上し、政治に対する関心を高め、地方分権や経済成長の成果のより公平な分配を求めた地方在住の人々。
- 15) タクシンが実質オーナーであるシンコーポレーションの株式が、シンガポールの国策会社に売却された際、売却に伴う税の支払いを逃れていたことが明らかになった事件。
- 16) 1980年代初頭にコミュニティ主義を標榜したタイの医師。
- 17) 1994年の法律によって作られた農村レベルの自治体。
- 18) 汚職防止取締委員会(NACC)、選挙管理委員会、オンブズマン、会計監査委員会、人権委員会が挙げられる。
- 19) 「ドゥテルテ比大統領、市長時代に殺人命令か」THE WALL STREET JOURNAL(2016、9月26日)ドゥテルテ比大統領、市長時代に殺人命令か—WSJ。

参考文献

- 相沢伸広・重富真一「2008年のタイ 政治対立の激化と経済の暗転」『2009アジア動向年報』アジア経済研究所、2009年。
- 天川直子「和平協定調印新たな時代へ：1991年のカンボジア」『アジア動向年報1992年版』アジア経済研究所、1992年、pp.233-248。
- 上田広美・他編著『カンボジアを知るための62章』第2版、明石書店、2012年。
- 大塚智彦「インドネシアで「民主化」後退の兆し」『JBpress』(2020年10月25日アクセス)(<<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/57705>>)。
- 粕谷祐子『比較政治学』ミネルヴァ書房、2014年。
- 川中豪『後退する民主主義、強化される権威主義』ミネルヴァ書房、2018年。

- 川村晃一『東南アジアの比較政治学』アジア経済研究所、2012年。
- 川村晃一『新興民主主義大国インドネシア—ユドヨノ政権の10年とジョコウィ大統領の誕生』アジア経済研究所、2015年。
- 川村晃一「インドネシア大統領選をどう見るか」『IDE スクエア—世界を見る眼』アジア経済研究所、2019年。
- 川村晃一「インドネシアにおけるイスラームと政治の関係を考える（3）～イスラーム化は進行しているのか～」『日経リサーチ』（2020年10月26日アクセス）
https://gmc.nikkei-r.co.jp/features/column_detail/id=861。
- 河森正人『タイ変容する民主主義のかたち』アジア経済研究所、1997年。
- 久保慶一、末近浩太、高橋百合子『比較政治学の考え方』有斐閣、2016年。
- ブルース・ブエノ・デ・メスキータ、アラスター・スミス『独裁者のためのハンドブック』亜紀書房、2013年。
- 倉沢愛子『9.30世界を震撼させた日 インドネシア政変の真相と波紋』岩波書店、2014年。
- 酒向浩二「カンボジアで高まる中国の存在感 背景に一带一路、ドル建て資産確保と米中貿易摩擦」みずほ総合研究所、2020年。
- 笹川秀夫「カンボジア—内戦の傷痕、復興の明暗」、清水一史・他『東南アジア現代政治入門』改訂版、ミネルヴァ書房、2018年、pp. 185-206。
- 島田弦「インドネシアにおける法令の種類、序列および整合性に関する法的枠組み（一）」『ICD News』70巻、2017年、pp. 95-103。
- 清水一史、田村慶子、横山豪志『東南アジア現代政治入門』ミネルヴァ書房、2018年。
- 清水一史ほか『東南アジア現代政治入門』ミネルヴァ書房、2017年。
- 玉田芳史『民主化の虚像と実像 タイ現代政治変動のメカニズム』京都大学学術出版会、2003年。
- 玉田芳史・船津鶴代編『タイ政治・行政の改革 1991-2006年』アジア経済研究所、2008年。
- 外山文子、日下渉、伊賀司、見市建『21世紀東南アジアの強権政治「ストロングマン」時代の到来』明石書店、2018年。
- 中村正志『東南アジアの比較政治学』アジア経済研究所、2012年。
- 永井史男『タイ 国王を元首とする民主主義国家』ミネルヴァ書房、2017年。
- 初鹿野直美「『中国化』するカンボジア」、『世界を見る眼』アジア経済研究所、2018年。
- 初鹿野直美「2018年のカンボジア 最大野党排除のままの総選挙実施と選挙後の懐柔策」『アジア動向年報2019年版』アジア経済研究所、2019年、pp. 241-260。
- 増原綾子『スハルト体制のインドネシア 個人支配の変容と1998年政変』東京大学出版会、2010年。
- 見市建『新興大国インドネシアの宗教市場と政治』NTT出版、2014年。
- 見市建『ソーシャルメディア時代の東南アジア政治』明石書店、2020年。
- 水本達也『インドネシア 多民族国家という宿命』中公新書、2006年。
- 本名純『民主化のパラドックス インドネシアにみるアジア政治の深層』岩波書店、

2013年。

山田裕史「第4章カンボジア人民党による国民議会の掌握過程」、山田紀彦編『一党支配体制下の議会：中国、ベトナム、ラオス、カンボジアの事例から』調査報告書、アジア経済研究所、2014年。

山田裕史「第4章カンボジア人民党の体制維持戦略—議会を通じた反対勢力の取り込み・分断と選挙への影響」、山田紀彦編『独裁体制における議会と正当性』アジア経済研究所、2015年、pp. 141-176。

山田裕史「変革を迫られる人民党一党支配体制（特集1 カンボジア国家建設の20年）」、『アジア研ワールド・トレンド245巻』アジア経済研究所、2016年、pp. 18-21。

山田裕史「開発下のカンボジアにおける人民党支配—国家と社会に浸透する党」『アジア研究』65巻1号、アジア政経学会、2019年、pp. 79-95。

山本信人『東南アジア地域研究入門3 政治』慶應義塾大学出版会、2017年。

清水一史ほか(2017)『東南アジア現代政治入門』ミネルヴァ書房、83頁。

ニューズウィーク日本版「比ドゥテルテ大統領、メディアと対立激化 一族の資産を巡る疑惑報道に敵意むき出し」(大塚智彦) https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/04/post-11984_2.php (2020年10月24日取得)。

粕谷研究会 (50音順)

于 愛佳 島田 早紀 鈴木 日和 湯浅 翔平
吉田 凌太